

「令和3年度特別支援教育連携協議会」における委員からのご意見と、  
今後検討時の観点例等  
（「第2次長野県特別支援教育推進計画」の成果と課題）

特別支援教育課

1 小・中学校について	前回協議会で協議	} いただいたご意見は別添「第2次長野県特別支援教育推進計画（H30～R4）現状と課題」に記載（下線部分）
2 高等学校について	前回協議会で協議	

3 特別支援学校について

【委員からのご意見】

○ 成果

- ・ 自立活動担当教員の増員により、専門性サポートチームを組織し、各校の専門性向上のための研修企画や、小中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の巡回指導等を組織的に行うようになった。
- ・ 教育相談担当教員の複数配置により、幼保・小・中・高に対する教育相談の機会が増え、特別支援学校のセンター的機能が強化された。
- ・ 少しずつではあるが、学校と企業の連携による卒業生の雇用が促進されている。

○ 課題

- ・ 一人ひとりのニーズに応じた支援ができるよう、専門性の高い教員を必要数配置していく必要がある。
- ・ 学習指導要領も踏まえつつ、子どもの姿や願いから積み上げていく授業を行うため教員の専門性の向上が必要。
- ・ 自立活動担当教員の増員により各校に「専門性サポートチーム」が編成されたので、特別支援学校内においても担任へのサポートを強化する必要がある。
- ・ 自立活動担当教員等の増員を踏まえ、特別支援学校のセンター的機能の強化を図る必要があり、教育相談の効果を見届けられる仕組みが必要。特に、通級指導教室や特別支援学級の「自立活動」が指導できる専門性の高い教員を養成するため、特別支援学校のセンター的機能に新たな専門性が求められている。
- ・ 強度行動障がいや医療的ケアの児童生徒への支援も必要性が高まってきているので、研修の充実も必要である。
- ・ 第2次推進計画においても必要な教育環境の改善はされてきたが、校舎の老朽化・狭隘化については深刻な問題であるので、整備を進めていく必要がある。
- ・ 生涯学習という視点からも、知的障がい特別支援学校の高等部専攻科等、卒業後も学び続ける環境の整備が必要である。
- ・ コロナ禍における行事や現場実習等、新しい教育活動の方策を模索していく必要がある。

## 【ご意見等を踏まえた今後検討時の観点例等】

### ① 特別支援学校における支援力の向上

#### ＜ご意見を踏まえた今後の方向性＞

これまで特別支援学校では、一人ひとりの子どもの将来を見据え、興味関心に根差した教育を実現するため、「個別の指導計画」を作成し、自立活動担当教員の増員や「専門性サポートチーム」の充実等を図りながら、専門性の高いきめ細やかな教育に取り組んできた。

また、令和3年3月に「長野県特別支援学校整備基本方針」を策定し、「一人ひとりの子どもの可能性が最大限に伸びる学校」、「地域とつながり共生社会をリードする学校」の実現に向け取り組むこととしている。今後は、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、多様化・高度化する教育的ニーズに一層きめ細かく対応できる専門性の高い教育や、「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」（令和4年4月一部施行）に基づく生涯にわたり地域とつながり共に生きていくための教育が提供できるよう、教員の専門性の更なる向上や、関係者との連携強化等に取り組んでいくことが必要。

また、小・中・高等学校等における特別支援教育の充実に向け、特別支援学校のセンター的機能の更なる充実も必要。

＜課題解決に向けた今後検討時の観点例＞ 関連資料：①②③④⑤⑥⑦ 別冊1

#### ○「一人ひとりの子どもの可能性が最大限に伸びる学び」について

##### ➤特別支援学校に求められる専門性（対象・内容）

（例）障がい種別、医療的ケア、強度行動障がいなどの行動問題  
自立活動、教育相談、就労支援、ICT活用 等

##### ➤個々の教育的ニーズに応じた効果的な支援方法

（例）応用行動分析

##### ➤学びの充実に向けた施設・設備や学習教材などの教育環境の整備

##### ➤コロナ禍における学習環境

#### ○「共生社会の実現に向けた協働の学び」について

##### ➤同じ地域の同世代の仲間・地域住民・事業者等との共学・共創や、交流拠点づくり

##### ➤卒業後を見据えた地域や事業者等と連携したキャリア教育、生涯学習

##### ➤地域と連携した安全・安心な生活に係る取組（安全・防災教育）

## 4 地域連携（・教育相談）

### 【委員からのご意見】

#### ○ 成果

- ・ 以前と比べ、学校は療育コーディネーターなど福祉関係者との連携が取りやすくなってきており、特別支援教育コーディネーター連絡会等への福祉関係者の参加により、情報交換がしやすくなってきている。
- ・ 放課後等デイサービスが増加しており、特別支援学級や通常の学級のお子さんの利用者も増えている。
- ・ 市町村において、「切れ目ない支援」を目指し、学校・福祉・行政等が連携し、地域で子どもを支援していく体制を整えている。小さい自治体では、子どもの顔をみんなが見える支援が行われている。

#### ○ 課題

- ・ 放課後等デイサービスなど福祉サービスの利用が増えている中、家庭・福祉・教育関係者で、**本人の強みを生かした連携を強化して支援を行う必要がある。**（トライアングルプロジェクト）
- ・ 市町村でも、教育委員会と福祉が連携して「切れ目ない支援」を目指して支援している。家庭支援が必要な家庭を含め、さらに**連携を強化するためのシステムを整えていく必要がある。**
- ・ 小・中学校から高校、社会人と子どもが成長するにつれ、「学校解決力」からより広い「**圏域解決力**」へと高め、地域全体で子どもの成長を切れ目なく支援していくことが必要。特に、圏域での取組が、高校以降の支援の部分で重要になってくる。
- ・ 企業内でも障がい者雇用に係る担当を置くなど、企業側でも**障がい者雇用についての理解を深め、卒業後の就労について、教育と労働関係者で連携を深めていく必要がある。**
- ・ コロナ禍により不登校の増加が懸念されている。ゲーム依存、生活の乱れ、肥満など、これら症状に早く気づき、**医療と教育が連携**していくことが必要である。
- ・ 福祉事業所と学校が連携して、子どもたちの**自己肯定感や自己効力感**を育てられるような支援をしていく必要がある。
- ・ **長野県だからこそできる**、幼保小中高、地域、それぞれの場がつながりながら、のりしろ厚く、フットワーク軽く連携していくことが必要。
- ・ 特別支援学級で何を学ぶか、どんな学習をしているか等、連続する多様な「**学びの場**」における教育課程や、**適切な学びの場の検討手順を理解**する必要がある。
- ・ 学校だけで抱えるのではなく、福祉や医療と連携し、**役割分担をして支援**していく必要がある**枠組みはできているので、うまく活用**できるとよい。

## 5 その他

### 【委員からのご意見】

- ・ 多様性を包み込む社会を目指すためには、「**社会モデル**」の浸透が欠かせない。通級指導教室で学んだ子どもたちが、高校、大学、社会で活躍できるような長野県にしたい。
- ・ 地域における**共生社会の実現**に向けて、地域でできること、学校でできることがつながって支援していくことが必要である。
- ・ 第2次特別支援教育推進計画で整いつつある**仕組みの更なる実質化**を図っていく
- ・ 目標値の設定は、数だけでなく**質的な評価**（研修や連携が児童生徒の支援にどうつながったか）にしていく必要がある。

## 【ご意見等を踏まえた今後検討時の観点例等】

### ② 生涯にわたって子どもたちを支える切れ目ない支援体制の強化

#### ア ライフステージに応じた支援の充実

##### ＜ご意見を踏まえた今後の方向性＞

障がい者である本人とその家族にとって、全てのライフステージにおいて、関係機関による切れ目ない支援が大切であるが、圏域ごとに医療・保健・福祉・労働・教育等の支援ネットワークの整備が進むとともに、特別支援教育コーディネーター連絡会や公立高等学校特別支援教育地区別協議会等の開催により、地域や学校間の連携も取れつつある。

今後は、公正な社会の実現に向け、より一層、子どもの成長と共に必要となる支援が関係機関等により、確実に行われる必要がある。

##### ＜課題解決に向けた今後検討時の観点例＞ 関連資料：① 別冊 1

- 現在の関係機関による支援体制やネットワークの充実に向けた取組
- 一人ひとりの支援情報等の引継ぎ・共有のあり方や方策
- 医療・保健・福祉・労働・教育等の関係機関各々の取組に係る理解促進・情報共有

#### イ 就学相談・教育支援の機能強化

##### ＜ご意見を踏まえた今後の方向性＞

特別支援教育に関する理解や期待が高まり就学相談の仕組みも整う中、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒が増加し、これまで通級指導教室を年々増設してきた。今後とも適切な学びの場の整備や、本人の教育的ニーズに最も適した学びの場を検討・決定・見直しされるための取組が必要。

##### ＜課題解決に向けた今後検討時の観点例＞ 関連資料：① 別冊 1、2、3

- 「適切な学びの場」のあるべき姿
- 市町村の就学相談・判断の実施体制への県教委や関係機関による支援及び市町村間連携
- それぞれの学びの場における教育課程や、適切な学びの場の検討手順に関わる全ての関係者の「適切な学び」の実現に向けた理解促進と取組

#### ウ 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進

##### ＜ご意見を踏まえた今後の方向性＞

多様性を包み込む社会の実現のため、障がいのある児童生徒への理解を深めるため、さまざまな研修や、人材育成支援等を行ってきた。

今後は、令和4年4月に一部施行された「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」が具現化されるよう、「社会モデル」（障がいのある人が、日常生活や社会生活において感じる生活しづらさの原因は、個人の心身機能・障がい・疾患を考慮せずに作られた社会の仕組み（社会的障壁）にあるという考え方）の理解を県民がさらに深める必要がある。また、障がいのある児童生徒は、生涯にわたる学びや社会とのつながりが持てるよう、関係者が連携して支援していく必要である。

##### ＜課題解決に向けた今後検討時の観点例＞ 関連資料：①⑦ 別冊 1

- 「社会モデル」・「公正な社会の必要性」等に関する啓発方法
- 障がいのあるなしにかかわらず、共に学ぶ・生活するための取組